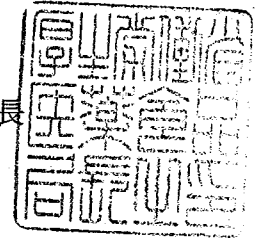




薬食発第 0221007 号
平成 20 年 2 月 21 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



化粧品基準の一部を改正する件について

平成 20 年 2 月 21 日厚生労働省告示第 33 号により化粧品基準（平成 12 年厚生省告示第 331 号）の一部改正が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記について御了知の上、貴管下関係業者に対して周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、化粧品基準の一部を改正することにより、ジエチレングリコールに係る規定を追加したものであること。

2. 改正の内容

以下のとおり、新たにグリセリンに係る規定を化粧品基準第 5 項に追加し、別表第 2 の 2 を改正し、ジエチレングリコールを化粧品の歯磨へ配合不可とする規定を追加したこと。

(1) グリセリンに係る規定の追加（第 5 項の追加）

5 化粧品に配合されるグリセリンは、当該成分 100g 中ジエチレングリコール 0.1g 以下のものでなければならない。

(2) 化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分への追加

(別表第2の2一部改正)

別表第2の2 化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分

成分名	100g 中の最大配合量
歯磨 ジエチレングリコール	配合不可

3. 改正にかかる経過措置について

平成21年3月31日までに製造され、又は輸入される化粧品については、なお従前の例によることができるとし、平成21年4月1日以降に製造され、又は輸入される化粧品については、改正後の基準に適合していなければならないこと。